

【令和8年 第8回大山町教育委員会 議事録】

日時 : 令和8年7月29日(水) 午前9時30分
場所 : 名和公民館 第1会議室
出席委員 : 森田圭、高見法子、兜山洋美、山本健一
欠席委員 : なし
教育長 : 坂下裕一
その他の出席者 : 教育次長(浦木)、社会教育課長(西尾)、
幼児・学校教育課参事(鷺見)、幼児・学校教育課長補佐(中井)
参観人 : 2人

日 程

1. 開会宣言 (午前 9時30分)

教育長

それでは定刻になりましたので、ただいまより教育委員会会議を始めさせていただきますと思います。議事に入る前に、本日は大山町教育委員会会議傍聴人規則に基づきまして、カメラの撮影を許可しております。これにつきましては、いわゆる議案の審議に入る前の撮影を許可しているということですので、あらかじめご承知おきいただければと思います。

2. 議事日程

日程第1 教育長報告

教育長

それではまず議事日程、日程第1、教育長報告ということでございます。資料につきましては、2ページ目、7月の日程を入れているところであります。何点かございまして、今回につきましては、私が県外出張に行っているとともに、教育委員の皆様方にもご参加いただいている行事がいくつかありますので、そちらをご紹介させていただければと思います。

冒頭、7月2日から4日にかけて、境港市・西伯郡教育長研修会ということで、北海道小樽市と札幌市に視察、研修に行っていました。これは毎年、西伯郡と西伯郡の三町一村、境港市の教育長と合同で視察に行っているものでございます。今回の主な内容といたしましては、社会教育に関する視察ということでございまして、小樽市の社会教育施設の見学と、札幌市では北海道科学大学という私立の大学があるんですが、そこで地域連携をテーマに色々お話を伺ったり、キャンパスを案内してもらったりといったようなことをいたしました。それ以外には、学校教育も含めて小樽市教育委員会の行政説明を受けたというところでございます。社会教育施設の見学に関しましては、小樽

市の博物館を主に拝見させていただいて、鉄道の歴史などを展示して、実際にSLを体験乗車できるといったような小樽市総合博物館というところと、それから運河沿いにあるんですけども、いわゆる北前船であるとか、そうした小樽の歴史について、小樽市総合博物館運河館といったところに行ってみいました。そして、国指定重要文化財になっている旧日本郵船の小樽支店というところも残っておりまして、当時の、明治の建物ですが、そちらの方も案内していただきました。小樽市教育委員会の方では、行政説明をしていただきまして、特に主なポイントとして、大きくはコミュニケーション能力の育成ということと、ふるさと教育の実施ということで、意外と大山町と共通点が多いなと思ってお話を聞いておりました。コミュニケーション能力の育成では、英語ではイングリッシュキャンプであるとか、本町でも実施しているような内容もありました。一方で、国語力の育成として、音読の取り組みを推進しており、音読カードを作成して、家庭から音読をやりましょうというような学校でも家庭でもということで実施しています。その音読の成果を小樽音読カップという形で、それぞれの学校の予選をやった上での代表者が競い合うという大会だったり、あるいは、小樽子供のポエムコンクールということで、これは任意参加ですが、それでも小中学生7割以上が参加しているということで、子供たちが詩を書いて、それに基づいて審査員が審査するといったようなことをやって、いわゆる言語力と言いますか、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいるということでございました。ふるさと教育のところでは、本町でも副読本を作っておりますが、小樽市でも、そうした様々な歴史、地理に関する副読本を作っているということ以外に、おたる潮まつりというお祭りがあって、そこに全小中学校が潮音頭なるご当地音頭を披露するということで、ちょうど行った時が7月の2日、3日、4日ですね。その翌日か翌々日か、7月の上旬にお祭りがあるということで、小樽市教育長も踊ってくるんだみたいな話があったところでございます。そうしたような形で前半、小樽市で視察を行いました。札幌市では、先ほど申し上げた北海道科学大学につきましては地域連携に力を入れているということで、地域創造学部という新しい学部を来年4月から作るということでありました。北海道の各地の町村教育委員会にその学生が実際にフィールドワークに行って、色々な活動をして、その町とか村で経験したりということなんですけど、将来的には市町村の職員として採用されると、その市町村も大学もウィンウィンになるということなんですけど、もちろん実際に行くかどうかは学生次第ということですが、そうした地域をフィールドにして学ぶという学部を新たに作るという話をお伺いしてきました。というのが、この最初の話でございます。

それから2つ目でございます。7月16日に計画訪問として、大山きやらぼく保育園に行きました。ご都合のつく教育委員の先生方にもご参加いただいたところでございます。この計画訪問は、これを皮切りに、今後の予定のところにもあります通り、明日30日は名和さくらの丘保育園、明後日31日は中山みどりの森保育園ということで5か所全部回るということでございます。こちらにつきましては、また今日の議事で言いま

すと3番、「その他」のところで先生方からご感想でありますとか、あるいは明日以降の訪問時の優先事項とか、そうしたものがございましたらご発言いただける機会になればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、その翌日17日は、これも教育委員の先生方にご参加いただいたところですが、鳥取県内の市町村教育委員会研究協議会という組織の総会と研究大会がございました。ご都合のついた先生についてはご出席ありがとうございました。こちらにつきましては、総会は決算であるとか翌年の事業計画、予算の承認ということなんですけれども、主な内容として、その後の研究大会の中で、教育行財政、学校教育、社会教育という3つの部会に分かれまして発表があったということでございます。今回、大山町は当番ではなかったのですが、西伯郡からは日吉津村より教育委員会の取り組みということで、学校教育の取り組みの発表があり、社会教育に関しては琴浦町から、教育行財政に関しては岩美町から、それぞれ発表があったところでございました。こちらにつきましてもまた、ご感想等あれば後程お願ひいたします。

あとは、教育長のみの出席ですが、23日に、西部地区市町村教育長連絡協議会が米子市の西部総合事務所でございました。こちらは、いわゆる市町村の教育長以外に境港市と米子市の教育長が参加し、各種協議を行ったということでございます。テーマといたしましては、およそ2つございました。1つは若手教員の現状と育成についてと、もう1つは学力向上の取り組みについてということでございました。県教育委員会からの現状説明のあと、それぞれの市町村から現状と課題について発言をした上で、課題意識、問題意識を共有するといったことを行うとともに、県教育委員会から関連する施策についての紹介がございました。その中で、1つ目の若手教員の現状と育成に関しては、出た意見としては、他の県のように、いわゆるマニュアル的なもの、学級作りのノウハウであるとか、あるいはその授業の指導案の作り方であるとか、そうしたものを作成してはどうかという意見がありました。どうしても中堅のミドルリーダーっていう層が少なく、ベテランの高年齢層と若手層に教育という傾向が鳥取県でもあるということだったので、そうしたノウハウがなかなか継承されていないんじゃないかということ踏まえると、県でそういうのを作ってほしいという声があったところでございます。あと、それ以外には、いきなり初任教員に学級担任を持たせるとやはり負担になるんじゃないかというようなこともあって、1年目の教員については学級担任を持たせずに級外にするとか、そうした配慮をした方がいいんじゃないかでありますとか、あるいはその新任の教員に対しましてのフォローと言いますか、要は、どうしても学校の中だと、なかなかそういう先輩の教員だったり校長、教頭に聞きにくいとか、そういうのもあったりするので、教育委員会、指導主事なりが、そのメンターじゃないですけど、どういう感じなのかフォローするようなことをしていくといった取り組みも必要なんじゃないかというような意見もありました。県教委の方からは、新任教員だけを集めて、ざっくばらんに話をするというのをやりたいということで、今年度、年2回ほどそう

したものを企画したいというような話がありました。2点目の学力向上の取り組みについてもそれぞれ発表がありましたが、やはりここでの課題も、要は教員のその経験年齢層が、さっきの若手教育とかに関連してくるんですけど、端的に言うと教員の指導力下がってるんじゃないかというような話がありまして、そこが大きな課題だということで、ある教育長が、指導案が書けない人が多いという話であったり、あるいはその指導案の中身自体がどうなのかとか、指導案を書く機会が少ない話もありましたし、書く指導案の内容の話もあったというようなこともございました。なかなかそうした技が継承されていないんじゃないかといったような話があったというようなところでございました。というのがこの7月23日の状況でございました。

それから、24日金曜日、こちらは大山地区の小中連携部会研修会・講演会ということで、大山地区の小学校、中学校の夏季研修会が行われました。この研修会で、私が教育長講話をしてきました。内容的には、これからの大山町教育とこれからの日本教育といったテーマだったんですが、実際は65分のうち60分ぐらいこれからの日本の教育の話をしており、大山町教育のことは、今の方針を継承していく的な話に集中してたんですけども、主に私の過去の経験していた学習指導要領の改訂の話でありますとか、今、現在進行形で動いておりますので、その話と、それから、いわゆるデジタル教科書、こちらも法案成立したということで、現状ということでお話申し上げたというのが24日でございます。

それから、これが最後になりますが、28日、昨日ですね、大山口列車空襲慰霊祭及び平和の集いがありました。こちらでも教育委員の先生方、ご都合がつく方にご出席いただいたところでございます。ご出席いただきありがとうございます。81年経ったということですが、今後もこうした戦争被害の記憶を継承していかないといけないと認識しているところでございます。こちらにつきましても、先ほどのお話じゃないですけども、3番の「その他」のところでお話があればお伺いしたいと思ってでございます。

以上、長くなりましたですけども、教育長報告は以上にさせていただければと思います。では、恐縮ですが、カメラ撮影についてはここまでで終わらせていただければと思います。

日程第2 議案第1号 大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

教育長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。今回は議案が2つございますけれども、内容的には、関連しますと言いますか、同じ内容の話になりますので、説明については一括して説明したいと思ってございます。

議案第1号が大山町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてということであります。議案の第2号が大山町立学校小規模特認校制度に関する要

綱の制定についてということで、こちらの要綱については、先月の会議で素案をご覧いただいていたところですが、今回は、正式に決定しようということです。これを決定することによって、今後の保護者説明会であるとかを、具体的に進めていこうということになります。それでは、議案の資料をご覧いただければと思います。3 ページ目になります。ちょっと説明が長くなるかもしれませんが、よろしくお願いします。

議案第 1 号ということで、こちらは、通学区域に関する既存の規則を改正するというので、今回、この小規模特認校制度導入するにあたって、同規則の必要になったということです。先月の会議ではそこまでの話にはなっていなかったのですが、本町の法制担当とも相談をしながら進めていたところですけども、やはりこの原則である通学区域のところに例外として設ける必要があるということで、この新旧対照表の改正後のところですが、第 4 条第 2 項のところに、「小規模特認校への就学を希望する場合は、別に定める手続により教育委員会の許可を受けなければならない。」という形で規定を入れるというものです。この規定に基づく別に定める手続が次の議案第 2 の要綱になるということでございます。4 ページ目の赤字の箇所が具体的に改正のイメージということで、この規定が加わります。そういう改正になります。原則的に、この通学区域は学区が指定されて、その学区内の学校に就学するということになっております。その例外としての手続ということではありますが、この第 4 条、区域外就学とかの手続も可能にはなっているんですけども、さらにその例外と位置付けになっているという理解で良いかと思えます。

議案第 2 号は 7 ページ目以降になります。こちらが今回新たに制定する要綱ということでございます。これも本町の法制担当と内容を調整したものということで、特に触れておく必要があるのは、順番に触れていくと、まず趣旨の第 1 条のところですけど、前回の要綱案では少人数教育の良さであるとか色々書いていたんですが、通学区域に関する規則を根拠した要綱を定めるという位置づけにするということだけを規定しているところであります。非常に簡素な形で修正がなされております。あとは第 3 条のところは、この区域外就学の根拠規定となる、学校教育法施行令第 8 条とについて記載しているということでございます。それから、就学時期については、第 4 条で「毎年 4 月 1 日を原則とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。」という形での例外も入れています。それから、第 5 条の就学条件のところは、(1) から (4)、第 1 号から第 4 号ですが、これらを全て満たすということを前提としているというところでございます。第 6 条のところは前回、ご意見をいただいたところも含めてということですが、この第 6 条については、定員についての規定でございます。先月の会議のあと、他の自治体の例も調べたところ、やはり定員についての規定は何らか設けているといったようなところが多かったので、定員に関する規定をここで定め、具体的な人数は教育長がその都度、決定するという形にしようかと思っております。こちらにつきましては、ペーパーで配付している募集案内等に記載

がございますので、また説明させていただきたいと思います。先に要綱の説明をいたします。就学の手続が第7条ということであります。流れといたしましては、小規模特認校の校長を通じて教育委員会に申請書を提出するという流れになっておりまして、特認校の校長が希望する保護者、児童等の面談を行い、その面談の結果を意見書としてまとめた上で、教育委員会に提出する。教育委員会はその申請書と意見書を合わせて就学の可否を決定する。そして、その就学の可否を決定した場合には、通知書という形で通知する。その様式もこの要綱の中で決めようということでございます。あとは、前回なかったところとしては、その小規模特認校への就学を許可した場合には、変更前の就学校の校長にもその旨を通知するというのも本文として入れましたということでございます。あと就学許可の取り消しについては第8条に規定を入れているということで、申請内容が事実と異なるとか、あるいは先ほどの第5条の就学要件を満たさないということが判明したとき、要は大山町に住んでいないじゃないかと、そういうケースですね。取り消しができるという規定を入れております。取り消した時には通知しますということがこの第8条です。第9条はその他規定ということで、ここに定めているもの以外について必要なことがあれば別途定めると、この場合、この要綱では教育長が別に定めるという形になっております。といったような形で、あとは9ページ目以降に申請書様式などを定めていて、9～14ページの様式第1号から第5号までということでございます。議案についてはここまででございます。今回、議案、この根拠規定に基づいて今後説明していくということで、考え方を整理するとともに、保護者向けの案内チラシなど、3点を、今日の会議の参考資料として共有させていただいてございます。1点目は、前回の教育委員会でもお配りした大山小の特色をまとめた資料を更新したもので、2つ目の大山小学校児童募集と書いてある裏表のものが募集案内のチラシとして今のところ考えているものです。3つ目は、募集説明会のチラシ、いつ説明会をやりますというものです。この3点を今日、共有させていただきます。また少し説明が長くなりますが、こちらについて説明させていただければと思います。ちなみに、こちらの資料については、本日の規則の改正、要綱の制定を基に作成するいうものでございますので、本日これでチラシの内容について決定するというわけではありませんけれども、本日ご意見をいただいて、それを反映したもので今後の明に臨みたいと思っているところです。まずは1つ目の資料です。小規模特認校の方針・特色についてということで更新したものでございます。大きなところで変更点を中心に説明させていただくと、この右側の英語教育の枠の中の低学年のところに、イングリッシュタイムという形で、週1回45分放課後に一コマ時間を取って、外国語活動を新たに来年度から実施したいというようなところでございます。学校側からも、バスの待ち時間を有効に活用して、こうした活動を定期的に行うことによって、保育園での活動から、3・4年での外国語活動、それから5・6年生で外国語科に繋げていく活動として実施してまいりたいというのが大きな変更点で

ございます。それから、このピンクの令和 9 年度以降実施のところで、小さく※印で書いているところが増えになったところです。ここは国の制度の変更の状況を踏まえて記述を変えているところでございます。従前は教育課程特例校でありますとか授業時数特例校といった制度が今ありまして、それは国の許認可を得て授業時数の増減を行うことが可能とのことなんですが、今、国で検討しているのは令和 10 年 4 月からそうした制度を全部一本化して、国の許認可なしに地方あるいはその学校の裁量で授業時数を一定の幅で増減できるという仕組みを導入しようということでございます。なので、こちらについては、そうした適用の可能性を今後検討していくという記述に変わっているということでございます。あと、スケジュール 1 番下の部分のところでございます。何が変わったかということ応募案内、保護者説明会等というところが 8 月からという形で、この応募開始までにそうしたことを諸々やりますということと、あとは 7 月末に要綱制定しますということを明確化しているといったようなところでございます。それを踏まえて作成したものがこの 2 つ目の大山小学校児童募集のチラシということでございます。表面につきましては、この小規模特認校制度についての趣旨説明があるとともに、この大山の恵み教育や英語教育のところは、今 A4 のもので記載されているものを踏まえて、同じものになるんですが、入れているということと、あとは、少人数での学びの良さ、オープンスクールということで、いわゆる見学会ですが、3 回ぐらいこういう形で開催することを記載しています。もちろんこれ以外でも見学したいということがあれば、学校と要相談という形で実際見ていただいた上で就学の判断をしていただければという趣旨でございます。裏面については、文字が多いんですけども、小規模特認校制度についてから就学条件まで諸々説明しているわけですけども、主なポイントはこの募集人数のところなんです。こちらにつきましては、基本的に 1 学年 15 名を上限として、令和 9 年度の大山小学校区内の在籍児童の見込人数を差し引いた人数、なので 15 名から現状の見込み人数を差し引いた人数がこの人数になるということで、学年ごとにだいたい人数の違いがございますが、そういう形で考えているということです。細かいところはまたご覧いただければと思います。最後の資料ですが、募集説明会を 2 回開催することを考えております。何回でもやればいいのかもかもしれませんが、10 月 1 日には募集開始したいので、おおよそ今のところはこのような形で、それぞれ説明会を開催したいと考えています。今後、いろいろな形で PR していかないといけないと思っておりますけれども、取り急ぎ、まずはこのような形で 2 つの議案と参考資料をご説明させていただきました。ここからは、委員の先生方からご質問あるいはご意見ということでございます。議案の採決については、1 号、2 号、それぞれ手続として、1 件ずつさせていただきたいと思います。分けて質問であったり、ご意見いただいてもいいわけですが、おそらく、まとめて、ご意見、ご感想、あるいは、ご質問をいただいた方がいいかと思います。どこからでも結構ですので、どなたかご意見、ご感想なりご発言いただければと思います。いかが

でございますでしょうか。その前に、前回の会議を受けての現状をご報告しておかないといけなかったので、その2つをご報告させていただきます。大山保育所につきましては、特色化等について現在検討中という一言でいうとそういうことなのですが、もう少し付け加えさせていただきますと、保育の特色ということでいくと、その自然体験活動の機会の増大というか充実、その方向性を今模索しているということと、それから英語に触れる機会の増大、充実、これも方向性として今検討しているところです。保育の特色のところ以外でも、利便性の向上ということで、平日の保育時間が他の保育園よりも短い状況になっているということも踏まえて、その時間を延ばせないかといったようなことについて、経費との関係もありますが、その辺を今模索しているところでございます。あとは、大山保育所の名称についてですが、今、本町では、保育園を名称として名乗っているのは4か所で、保育所と言ってるのはこの大山保育所のみということでありまして、今回、特色化、利便性向上と合わせて、大山保育所の名称変更を検討してもいいんじゃないかといったようなことも模索中というような状況であります。これが1つです。2つ目は、スクールバスについてのご指摘、ご質問いただいたかと思います。これも、運行业者と、教育委員会の担当の方で、協議中、検討中ということで、それ以上は、何も言うことは、本来ないんですけども、なかなか、現状で申し上げますと、結構、ギリギリのダイヤで運行しているということでございまして、学校の開始時刻に間に合うようにしようとすると、なかなか、どこかに調整というか、しわ寄せがいくということになるので検討中という状況になっています。前回いただいたご意見、ご質問等については、本日の資料と今申し上げた2点で触れられていたかと思います。以上、長くなって恐縮ですが、ここからは委員の皆様にご発言いただければと思います。

森田委員

いただいた募集の資料の中になります。2つありまして、1つは、この児童募集のチラシの英語教育のところなのですが、今、イングリッシュタイムは新しくということでお伺いしたんですけど、その下の3つは、割と新しい取り組みになっているのか、それともすでにあるものなのか、ちょっと派生したものなのか、みたいなのところが1つお伺いできればと思います。

教育長

先にお答えすると、原則今やってるものでございます。それをPRするとともに、より充実を図っていく、そのようなイメージであり、全くの新規というのはこの1番上のところということです。

森田委員

もう1つは、募集説明、特色方針みたいなものが、今、大山地区におられる方とか大山小に通われてる方とか住民の方とか、特認校になったとして、受け入れるのも大山地区の方だと思うので、どれぐらい今知っている状況なのかなってというのは気になって、これは大山小学校の業務で、例えば運営協議会、学校運営協議会を通じて共有されているのかとかですね、保護者向けの募集PRがスタートするのと同時に、それを大山地区の人が知るっていうのが、自分の感覚なんですけど、もう少し事前に知っておきたいみたいなものがあるんじゃないかなと思い、質問でした。

教育長

9月4日、9日の説明会の前に、町内にはいろんな形で周知を図りたいという風に思っておりますので、説明会の後に知ったとか、そういうことにはならないようにしていきたいと思います。それから、大山小の学校運営協議会をはじめ、情報提供や説明はこれまでもさせていただいてきたというところでございます。本日の資料は、今日が初お披露目みたいな形でございますので、この情報はまだ届いておりませんが、こうした情報も募集説明会、9月4日、9日の前にもお届けできるようにしたいと思っています。この資料につきましては、8月の早い段階で町内に周知したいと思っております、その段階で、少なくとも内容を確定させたいと思っております。今日の段階ではそういう意味では、ご相談という形で、本日の会議のご意見も踏まえて手直しする必要があると思っております。

高見委員

私も1つは森田委員さんとほぼ同じなんですけど、受け入れ側の大山小学校の保護者さんと児童、あと年長の保護者さんと子供たちにも、町内一斉周知の前に、説明がないと戸惑われるんじゃないかなと思うところです。今まで、例えば2年生、今の1年生が10人わっと最高で増える可能性があるっていうのは、結構、受け入れる側にとっても戸惑う、子供たちにとっても戸惑いが大きいんじゃないかなと思うので、他の町民と一緒にタイミングで知るっていうのはよくないんじゃないかなと思います。もう少し丁寧に説明ができた方がいいのではないかなという点です。もう1つは、募集要項を見ると、完全に大山町内居住の方が対象ですっていうことなんですけど、一応手続き上はこの申請書を見ると、予定の人も申請ができるという、転居予定とか居住予定の方も申請ができるということなので、これだけだと、例えば、町外から引越していこうかなっていう人が諦めてしまうかなと思うので、そこがなんかうまくいきたらいいのかなと思います。現在、居住していなくても、予定があればとか一言何か、例えば米子から来たいみたいな方がいらした時にいいのかなと思いました。以上です。

教育長

1 点目については、今ちょうど夏休みなので、児童にも説明をということになると、8 月の下旬になってしまうため、そうすると全体スケジュールに影響してくるので、そこは今の段階でどういう方策がいいのかとていうことは模索したいと思いますが、手順前後になるかもしれないけど、より丁寧に大山小学校の保護者、児童には趣旨説明の機会が必要だと思っています。連絡のタイミングがどうなるかということ、こちらでも検討させていただく余地があると思います。学校がやっていけばまさしくそれもできたのかなと思っていますが、わざわざそのためだけに夏休み中に児童を登校させるというのも変ですので、学校の校長先生とも相談しながら進めたいと思います。2 点目のところですけども、ご指摘の通り、町外からもこの仕組みでは応募できる場所です。要は、就学までに引っ越してもらえればということです。その趣旨が伝わりにくいということについて、ご意見をいただいたと思いますので、教育委員会内部で相談してみたいと思います。そこは、どういう風にすれば伝わるのか。一応、書いてあるには書いてあるんですけど、確かにわかりにくいかもしれません。今、要綱の案を大体そのまま踏襲して文章を作っていますので、どこまでの記載が可能かどうかを検討していきたいと思っています。

山本委員

児童募集のチラシの裏面の実施校、大山町立大山小学校の下に括弧書きで書いてある「大山中学校に進学することができます。」と書いてありますが、規定上は特にそれで優遇をされるという意味は持っていないという認識でいいですか。つまり、通常の校区外通学の申請を同じように形で出してもらって、その許可をするかどうかの判断を教育委員会はするんですか。

教育長

中学校の就学手続に関しては、特に省略の規定は今回設けていないので、区域外就学の手続にのせさせていただくということになります。ただ、区域外就学の判断の際の判断材料として、そこは円滑にできるようにしますという趣旨だにご理解いただければと思います。そうでないと、先がわからないとなかなかということもあろうかと思っていますので、手続が必要ですよという風には書いてるのは、そういう趣旨でございます。その場合は、今日の資料でいうと議案第 1 号ですね、本来の通学区域に関する規則の仕組みで対応することになるかと思っています。様式では 6 ページ目についていたと思います。他にご質問、ご意見等がなければ、議案の採決に入りたいと思います。まずは、先ほど申し上げた通り、順番に議案第 1 号から採決に入りたいと思います。議案第 1 号、通学区域に関する規則の一部改正につきまして、異議のある方がおられましたらご発言をと思いますが、異議が無ければ議案通り可決させていただければと

思います。

全委員

了承。

教育長

議案の可決ということで、議案第 1 号は終わりたいと思います。

日程第 3 議案第 2 号 大山町立学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について

教育長

それでは、議案第 2 号になります。小規模特認制度に関する要綱の制定ということでございます。こちらにつきましても、異議がある方がおられましたらご発言をと思いますが、いかがでございましょうか。

全委員

了承。

教育長

特にないようでございますので、こちらについても議案の可決ということで決定させていただければと思います。参考資料としてお配りしたチラシ等につきましては、ご意見等改めて検討させていただきながら、スケジュールも含めて対応してまいりたいと思いますので、ご承知おきいただければと思います。今後の進捗につきましては、教育委員会会議で状況報告できるようにしたいと思っております。それでは、議案についてはここまででございます。

3. その他

教育長

続きまして、「3. その他」ということでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました通り、計画訪問他、教育委員の先生方がご参加された行事等でご発言等があれば、あるいはそれ以外にもということですが、教育委員の先生方がご参加された中で何かご発言があれば順不同でご発言いただければと思います。

山本委員

3 点あります。教育長報告では載っていなかったんですけど、教育長さんと 2 人で琴浦大山警察署管内防犯協議会総会に 6 月 29 日に、前回の委員会よりは後で、6 月だったので載っていなかったんですが、その中で、警察庁で特殊詐欺対策アプリという

のを新しく開発されたということで、チラシも作られて PR をしておられましたので、皆さん普通に警察庁で検索していただいたら出てくると思います。最近、まだまだ増えているそうです。それから、7月19日にヤマタスポーツパークに私の高1の娘の応援で行ったんですけど、ちょうど中学総体、県総会をやっている感じで、テニスコートとか陸上競技場とかの横を通ったんですけど、ちょっともうこの時期にスポーツやるのはどうかなという感じで、テニスコートでこの子たちは何と戦っているんだらうなって感じを思いました。部活動の地域展開と合わせて、本当に中学校の部活動のあり方とか、大会の運営のあり方とか、色々な面で考えていかないといけないなと思いました。それから、先ほど教育長さんからもお話がありましたが、大山口列車空襲慰霊祭は毎年参加させていただいているんですけど、金田さんとか大原さんとか今、たぶん第2世代ぐらいですかね、被災をされた方のご遺族さんとか、そのくらいの世代の方が今担っていただいているんですけど、これからそういう方々の高齢化が進んでいくので、それをまた引き継いでいくということが、今後の子供たちに必要になっていくのかなと思いました。

教育長

2点目のところについては、それぞれの運営団体で判断することなんですけれども、WBGTに基づいて、WBGTが31以上の場合とか、33以上の場合とか、あるいは35以上の場合とか、暑さ指数に応じて色々なクールダウンの方法を考えながらやっていくという一般論は言えるんですが、確かに暑いんですよね。ただ暑いからといってやめていくとスポーツ大会ができなくなってしまうというところもあるんじゃないかなと思うので、そこはなかなか難しいところですが、やっぱりどうしても夏休み期間中でないと競技によっては大きな大会を開催しにくいとか、そういう状況もあるのかなと思います。今できる対策としては、やはりそのクールダウン対策をしながら、それでもWBGTが極めて高い時は見合わせるとか、運営側も当然そのような配慮を基にやっているとは思いますが、確かに暑いんですねというのが本当のところではあるかなという問題意識があります。他にございますでしょうか。

兜山委員

前回の会議の時にその総体の送迎のことについて質問させていただいたんですけど、ご丁寧に聞き取りや報告ありがとうございました。私もちょっと自分が把握しているのが曖昧だったので、前回の会の後にもう一度聞いてみたんですけども、似たようなことではありましたが、ちょっと言葉が読みにくいんですけど、正直ちょっと過保護でわがままだなというような感じを受けたんですけど、早急に対応していただいて、ありがとうございました。以上です。

教育長

連絡の手段のところと連絡のタイミングの話とあって、今回のケースは両方と言え
ば両方なんですけど、特に連絡のタイミングのことだったのかなという風には思いま
す。わかったらすぐ連絡するというのは原則だと思うんですが、なかなか顧問の先生
が大会の役員を兼ねているとそこが難しいという風なこともございます。なるべく携
帯持っていない子供に対応できるようなシステムって言うんですか、仕組みと言いま
すか、体制を取っていかないといけないのかなということを課題としては感じたところ
であります。そういう意味では、他の部活の状況も含めて学校全体で考えるという
ことでしたので、状況を見たいという風に思っております。

高見委員

私は3点あります。1つは、山本委員さんが言われた話に少し通じるところなんで
すけど、中山小学校が夏休みの間はプールを開放しているんですけど、運動会の時に
使うようなテントをプールサイドに置いて日陰を作るようにしていて、それが去年、
風で飛んでしまっただけで破損して、教育委員会に新しいものを買ってもらったというよ
うなことがあったらしいんですが、今年もまた同じように設置していて、他の学校がど
うかわからないんですけど、多分、屋根はないんじゃないかなと思うんですが、屋根
がないと、今ものすごいコンクリートが暑いし、休憩も20分とか25分に1回休むよ
うになってはいますけど、休むってどこでみたいな状況になると思うんですよね。な
ので、プールサイドの日陰対策が簡単に飛んでしまう今のようなものではなく、もう
少しいいものができるといいのかなと思います。2点目は、昨日の大山口列車空襲慰
霊祭に私は初めて参列させてもらったんですけど、本当に小学生も中学生も平和につ
いて考える意味っていうのは適切ではないのかもしれませんが、出来事があって、そ
れを知るっていう学習をしていくことは大事だなと思ったのと、特に私は大山中学校
の最後に発表した生徒さんが1人だけ、被害だけじゃなくて、日本の課題だとか成長
責任みたいなのところまで、大山口列車空襲を調べたことをきっかけに、そこまで自分
で調べたっていう発表をされていたのがすごく心に残って。どうしても対戦国だから
被害が大きいし、本土のところで経験した人は被害の歴史を語るけれども、それだけ
ではないっていう学習もすごく大事だなと思って、すごくいい発表だったなと思いま
した。あと小学生も過去のことだけではなくて、今起きていることについても言及し
ていて、大山西小の生徒は平和や戦争を自分事っていう風に発表していてすごいなと
思って聞きました。最後に、前回この場で質問させてもらった赤ちゃんふれあい会の
ことなんですけど、独自でというか、支援センターの先生とか子育てサークルさん
を中心に、中山、名和、大山の順番で独自に開催しようという動きがあって、私は行け
なかったんですけど、中山はこの間27日、名和が明日、お盆明けが大山だったと思
うんですけど、されるそうです。中山に関しては、中学生よりも赤ちゃんの方が倍く

らい集まったっていう、10人前後集まったような話を聞いています。まだ詳しく聞いていなくて、名和、大山の様子を聞きたいなとは思っているんですけど、それだけ地域の方から、保護者の方からは希望があると、やってほしいという希望があるということだけ、とりあえず伝えればよいなと思って。ご報告でした。

教育長

1点目のところで休憩時間の話が出ました。今年度は、昨年度までの20分に1回休憩を、25分に1回5分休憩という形に変更しました。学校でも、45分の授業時間中で5分間、プールの外に上げていて、45分間ずっとプールでということはなかなかないですし、私も調べたんですけど、1時間ほど水泳運動させるにしても、やはり子供の発達段階から考えると、せいぜい連続して20、30分ぐらいというような情報もありましたので、今年度に関しては、そんな形にさせていただきました。あと、日陰対策のところは、普段の授業でも同様の課題があって、屋外プールだとご指摘のような状況があって、なかなか常設の屋根をつけるって言うっても、結構お金がかかったりとかですね、プールのできた年代は学校の校舎とできた年代がだいたい一緒ですので、高度成長期に建ったものが多くて、結構、プールの修理に要する設備を更新しようとしても、もうすでに売ってませんよみたいなものがあったりとかですね、なかなか難しかったりします。プールの維持自体がそもそも全国的に同じような課題があって、プールサイドのことについては課題ではあるんですけど、日傘持ってきてもらうとか、何か自衛策を取ってもらうなどの方法で、当面はしのぐしかないんでしょうけど、課題意識としては認識いたしましたので、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。プール開放だけの話ではないと思っています。あとは、赤ちゃん触れ合いのところは、私もこういうのが開催されますという情報をお聞きしたので、教育委員の先生方にも共有したいということで、共有させていただいたところです。また、問題意識、課題意識についてもお聞きしましたので、共有いたしました。他にはよろしいですか。特になければ、「3. その他」のところは以上にさせていただければと思います。

4. 次回の開催日程 令和8年8月31日(月) 午前 9時30分

教育長

それでは、「4. 次回の開催日程」ということになります。こちらについては、浦木教育次長からお願いしたいと思います。

教育次長

次回の開催日程ですが、最初の候補は、8月31日、月曜日9時半はいかがでしょうかという提案です。

全委員

了承。

教育次長

では、8月31日、月曜日9時半からこの会場でさせていただきます。

5. 閉会宣言（午前10時33分）

教育長

本日は全ての議事が終了いたしましたので、閉会宣言とさせていただきます。本日はありがとうございました。